

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金104,170円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年1月25日

(2) 事故発生場所

境港市佐斐神町地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車する際、目視で停車位置の確認をするため運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。